

アクションプランの進捗状況（令和2年9月11日現在）

資料1-1

I 再発防止策

1 ハラスメント防止対策

アクションプラン	これまでの進捗状況
<p>(1) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置</p> <p>○防災航空センター管理監の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月1日に、組織全体を俯瞰しつつ、アクションプランの進捗管理及び風通しのよい職場づくりなどを担う、課長級の職員を防災航空センター管理監として配置。 防災航空センター管理監は、職場環境づくりを円滑に実施するため、新たに着任した際に（現防災航空センター管理監は4月末までに）、航空事情等についての指導・研修を航空安全管理監から受ける。 防災航空センター管理監は、以下の業務を担う。 <ul style="list-style-type: none"> ①毎月1回、アクションプランに定めた取組みが確実に実行されているか、その進捗状況を確認及び検証する。 ②毎月1回、防災航空センターの職員が気軽に相談しやすい、話しやすい雰囲気づくりに向けて、若手職員のみ、各隊・班ごと、職員全員といった区分にてガヤガヤ会議を開催する。 ③5月末までに、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」を策定するとともに、6月末までに、これに基づく防災航空センター職員ごとの育成プログラムを策定し、運用する。 ④防災航空センター内のハラスメント相談窓口として相談対応等を行う。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監（課長級）を4月1日付けで配置。 隊内において航空事情等についての指導・研修を受講。 アクションプランに定めた取組みの進捗状況確認、ガヤガヤ会議の毎月の開催、人材育成基本方針等の作成、相談窓口として職員の相談対応等を実施。
<p>(2) ハラスメント相談窓口の周知徹底</p> <p>○ハラスメント相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事課・職員厚生課・行政管理課職員に直接相談可能な「働きやすさ110番」のほか、防災航空センター管理監が、防災航空センター内の相談窓口としての役割を担う。 防災航空センター管理監は、相談者のプライバシーに十分配慮しつつ、面談、電話、電子メールといった手法にて相談を受け付ける。 <p>○ハラスメント相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監は、以下のとおり、ハラスメント相談窓口を防災航空センター職員に対して周知徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ①職場内に相談窓口一覧表を掲示するとともに、5月末までに、ハラスメントに関する職場研修を実施（以降、毎年度実施）する。 ②毎月1回、相談窓口を電子メールにて周知する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター内の相談窓口として、防災航空センター管理監を配置。 相談窓口として職員の相談に対応。 <p>継続的に実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口一覧表を職場内に掲示。 ハラスメントに関する職場研修は、5月以降毎月の全隊会議において実施しており、今後も継続的に実施予定。
<p>(3) 中途採用職員研修等の充実</p> <p>○育成プログラムによる研修受講等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監は、採用の都度、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」に基づく育成プログラムを策定し、研修の受講や危機管理部業務への従事を促進する。 防災航空センター管理監は、多様なキャリアと専門性を有する職員間において円滑な人間関係を形成することができるよう、年齢、経験等に応じた階層別研修等を受講させる。 防災航空センター管理監は、職員研修所が主催する研修のほか、職員厚生課が主催する「パワーハラスメントセミナー（昨年度は11月開催）」に、防災航空センター管理職員に加え、係長級及び主査級（消防航空隊長・副隊長）の職員を受講させる。 職員としての見識を広めるため、若鮎Ⅲの耐空検査期間等を利用し、危機管理部の業務に従事させる。 	<p>継続的に実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月1日採用の整備士について、育成プログラムを策定し、研修の受講、危機管理部業務への従事を計画したが、階層別研修（職員研修所研修）については、新型コロナウイルスの影響により年度上半期の研修が中止され、下半期のみの実施となったため、隊内で公務員倫理等の研修を実施。今後予定される研修に計画的に参加。 職員厚生課主催の研修は開催が未定であることから、ハラスメントに関する職場研修を5月以降毎月の全隊会議において実施。 4月1日採用の整備士が、危機管理部の業務である豪雨災害対応防災訓練に参加。今後も計画的に実施。 10月1日採用予定の職員についても計画的に実施予定。

2 安全管理のためのチェック機能確保

アクションプラン	これまでの進捗状況
(1) 防災ヘリ運用上遵守すべき法令の組織的共有	
<p>○「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、4月末までに、「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」を策定し、点検・整備に関する情報共有手順を明確化する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備管理の手順等を明文化した「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」を策定。 報告の手順と様式、電子データを活用した整備管理、航空機の状況把握及び情報共有の方法等を規定。
<p>○法令・手続きに関する手順書の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、4月末までに、防災ヘリコプター運用にあたり遵守すべき法令及びそれに基づき行う手続きを明示した手順書を作成する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災ヘリの運用上遵守すべき法令（航空法、電波法、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、放射線同位元素の規制に関する法律、労働安全衛生法）に係る手続きの手順書を作成。
<p>○勉強会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、上記手順書の理解を深めるため、5月末までに、毎月1回開催する隊内会議等の場を活用し、委託運航班を講師・アドバイザーに招き、防災航空センター職員及び防災課職員を対象とした座学研修及び実務研修を実施（以降、毎年度実施）する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 隊内会議にて、委託運航班より、機内における乗務員の心得等を講義、今後、若鮎Ⅲでの運航再開以降に、県警航空隊との意見交換会等を実施予定。
(2) 点検表の検証とチェックリストとしての「見える化」	
<p>○点検表の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、6月末までに、複数の目による点検状況の確認が行えるよう、防災ヘリの点検時に使用する「飛行前後点検実施記録」「25時間/30日点検」「発動機150時間点検」など、「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」等において規定する全ての点検表を検証し、盛り込むべき項目や表現について、整備士以外の職員（行政職員、消防機関）でも理解できる記載に改める。 その上で、整備士以外の者が点検状況を確認する欄を設ける。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検表について、英語表記を日本語に直すなど、整備士以外の職員にもわかる内容に修正。 整備士以外の者（操縦士他）が点検状況を確認する欄を設定。 今後、外部監査の委託事業者において、修正した点検表の精査及び是正・改善を実施。
<p>○定期的な外部監査の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月末までに、安全運航のノウハウを有する航空事業者に対して、安全管理業務に係る改善点の洗い出しからは正及び改善までの一連の業務を委託し、定期的な外部監査制度の導入（以降、年1回実施）を図る。 	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理業務に係るノウハウを有する航空事業者に委託契約し、整備業務に係る要領、点検表等を外部の専門家の視点から検証作業中。9月中に検証を終え、必要があれば要領等を改正。 検証済みの要領等に従い、点検整備の実務が適切に行われているか、来年1月に当該業者により外部監査を実施。
<p>○外部アドバイザーの起用</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センターの相互チェック機能を強化するため、外部アドバイザーを随時起用し、防災航空センター職員及び防災課職員を対象に、時々の航空事情を踏まえた講習を行う。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機整備を専門とする外部アドバイザーにより、チェック機能強化のための講習会を実施し、防災航空センター及び防災課職員が受講。
(3) 情報共有・報告手順のルール化	
<p>○情報共有・報告手順のルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、朝礼・終礼の時間に、次回の機体点検予定日や各種部品の残り使用時間など、ヘリの点検・整備状況を防災航空センター職員全員に周知するとともに、防災航空センターのホワイトボードにも同様の情報を掲示する。 整備士は、4月末までに、防災課への整備状況に関する伝達ルール「誰が」「誰に」「いつまでに」「何を報告するのか」を「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」に規定する。 6月末までに、共用パソコンを1台導入し、整備状況を防災航空センター職員全員が閲覧できる環境とする。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝礼等における周知、ホワイトボードによる点検日程等の掲示により、点検・整備の状況について職員全員に共有。 防災課への整備状況に関する伝達ルールを「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」に規定。 整備状況のデータを職員全員が閲覧できるよう、共用パソコンを設置しデータ管理。

アクションプラン	これまでの進捗状況
（４）危険物管理に係る一連の事務処理体制の確立	
<p>○「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備士は、6月末までに、令和2年2月にまとめた「危険物の管理方法」をもとに、危険物取扱者や管理責任者及び購入時の決裁権者の指定、管理簿の様式、危険物納入後の管理方法を定めた「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」を策定する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」を策定し、危険物取扱者等を指定するとともに、数量管理等の方法、報告の手順等を規定。
<p>○「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空安全管理監は、6月までに、岐阜県防災航空隊における事故防止に関し必要な事項を定めた「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」に、危険物の管理方法等に関する項目を追加し、隊内会議等の場において、防災航空センター職員及び防災課職員に周知する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」を改正し、危険物の管理については、「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」に基づいて行う旨を追加記載。
<p>○屋内貯蔵所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災課長は、防災ヘリの整備に使用する危険物を適正に管理するための屋内貯蔵所を、若鮎Ⅲ格納庫内に新設する（5月入札、6月契約、7月竣工）。 屋内貯蔵所の設置後、危険物取扱者の資格を有する整備士は、危険物を適正に管理する。 	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者による設計を終え、今月末に設置工事の入札・契約を行い、竣工は12月の予定。 完成までの一時的な代替措置として、県警貯蔵庫保管分の危険物を使用して対応。 設置後は危険物管理要領に基づき、適正な危険物の管理を実施。
（５）適切な人員配置と役割分担の明確化	
<p>○適切な人員配置と役割分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 操縦士については、ダブルパイロット制を維持する必要があることから、熟練操縦士2名、若手操縦士1名の構成となるよう確保する。熟練操縦士のうち1名は運航隊長として運航全般を管理し、もう1名は若手操縦士の育成を担当する。 整備士については、1人の熟練整備士に業務が集中しないよう、熟練ないし中堅整備士2名、若手整備士1名の構成となるよう確保する。熟練ないし中堅整備士のうち1名は点検・整備を総括し、もう1名は整備全般を実施するとともに若手整備士の育成を担当する。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 操縦士については定員3名を確保済み。 整備士については4月に熟練整備士1名を採用済。昨年度末に退職者が出たため1名が欠員となっているが、10月に中堅整備士を1名採用見込みとなり、定数3名を確保できる予定。
<p>○長期的な人事計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の役割分担に基づき、防災航空センター管理監は、防災課管理調整監と調整し、9月末までに、定数増も踏まえ長期的な視点に立った人事計画を策定する。 	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに策定した人材育成基本方針を踏まえ、今後の定数増も見込んだ、長期的な視点に立った人事計画を策定中。

3 組織ガバナンス

アクションプラン	これまでの進捗状況
(1) CRMの早期導入	
<p>○「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空安全管理監は、9月末までに、CRM訓練の構成、実施時期、内容、方法、評価等について定めた「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」を定める。 	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> CRM訓練の構成、実施時期、内容、方法、評価等について定めた、「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」を、CRM研修会の内容等を踏まえ、10月末までに確定。
<p>○CRM研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空安全管理監は、9月末までに、CRMの考え方・訓練手法の習得を図るため、防災航空センター職員、防災課職員を対象とした座学研修を、航空安全に資する教育を実施する機関から講師を迎えて行う（以降、毎年度実施）。 	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会の委託契約者から事前送付されたテキストにより、各職員が事前学習を実施。 安全管理者が、委託契約者と調整しながら、自身の実務経験を踏まえて作成した教材による座学研修を繰り返し実施。
(2) 本庁及び防災航空センター管理職員の業務分担の見直し	
<p>○防災課と防災航空センター管理職員の業務分担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センターの運営管理と防災ヘリコプターの運航管理の双方を円滑に実施する観点から、業務分担を見直すとともに権限と責任を明確化した。 防災課と防災航空センターの管理職員は、防災航空センターの状況を共有するために、情報共有・報告体制を徹底し、それぞれで開催される会議等に自ら又は職員を互いに参加させる。 	<p>継続的に実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災課内の管理職員の業務分担を見直し、権限と責任を明確化。防災航空センターの人材育成、組織、予算、ハラスメント対策等の業務をセンター長から管理監に移管し、センター長は運航管理の現場指揮等の業務に専念。 防災課管理職員は防災航空センターの毎月の安全会合に参加、防災航空センター管理職員は毎週の防災課の係長会議にテレビ会議で参加することにより、情報共有等を実施。
(3) 体系的育成プログラムの策定・組織的運用	
<p>○若手整備士及び操縦士の育成に向けた体系的な育成プログラムの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監は、5月末までに、人材育成の目標・期間、評価の基準・手法、受講すべき研修・効果測定手法等を定めた「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」を策定するとともに、6月末までに、これに基づく防災航空センター職員ごとの育成プログラムを策定する。 育成プログラムの策定にあたっては、他の運航団体や民間航空事業者の事例を参考とし、本人の適性或意向等に見合った内容とする。 	<p>実施済</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成の目標・期間、評価の基準・手法等を定めた「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」を策定。 基本方針に基づき、操縦士、整備士、消防航空隊員の標準的な育成プログラムを策定。本人の適性、意向等に応じて、目標や期間等を設定して運用。
<p>○育成プログラムの運用及び検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監は、「岐阜県防災ヘリコプター人材育成基本方針」に基づき、若手整備士及び操縦士と毎月面談し、彼らの能力及び適正に合った育成が行われているかを評価するとともに、防災課長及び防災航空センター長に報告する。 防災課長及び防災航空センター長は、人事面談（年3回）を利用し、評価する。 防災航空センター管理監は、上記評価を踏まえ、必要に応じ、育成プログラムを見直す。 	<p>継続的に実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センター管理監が若手整備士及び操縦士との面談を定期的に行い、育成状況进行评估。今後は必要に応じて、育成プログラムの見直しを実施。 防災課長及び防災航空センター長は、今後、人事面談を利用し、育成の状況等进行评估。
(4) 県警との連携強化	
<p>○相互理解と連携の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センターと県警航空隊は、毎月定例会議を開催し、整備やフライトに関する情報等を共有する。 防災航空センターと県警航空隊は、適宜、県庁防災課及び県警本部地域課を交え、CRM研修や整備の共同実施等をテーマとした連携会議を実施する。 航空安全管理監は、上記連携会議の結果を踏まえ、CRMの考え方・訓練手法の習得を図るための座学研修に県警航空隊にも参加を求める。 	<p>継続的に実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災航空センターと県警航空隊において、情報や課題の共有、調整等のため、定例会議を毎月実施。防災課と地域課においても、必要に応じて、予算、議会对応関連の打合せを実施。 今後、適宜、県庁防災課及び県警本部地域課を交え連携会議を実施。 CRM研修について、県警航空隊も参加して実施予定。 令和2年7月豪雨の際には、県の災害対策本部にヘリ統制チームを設置し、孤立化した地域の支援を行ったが、防災ヘリで上空から気象条件を確認し、県警ヘリで物資搬送及び要配慮者を救出する等、連携によりミッションを遂行。
<p>(5) 職場環境づくりを担う専任の管理職員の配置【再掲】 (6) 情報共有・報告手順のルール化【再掲】 (7) 適切な人員配置と役割分担の明確化【再掲】</p>	<p>実施済</p> <p>1 (1) を参照 2 (3) を参照 2 (5) を参照</p>

II 若鮎Ⅲの運航再開時期等

アクションプラン	これまでの進捗状況
<p>県としては、アクションプランの一つ一つを着実に実行し、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会にその進捗状況及び実効性を確認いただいた上で、令和2年8月からの実機訓練を開始し、10月からの運航再開を目指す。</p>	<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none">9月25日にアクションプランの進捗、訓練の実施状況及び成果を確認した上で、求められる基準を満たしており、緊急運航に支障ないものと認められれば、緊急運航の再開を決定。